

佐久総合病院看護専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び学校教育法(昭和22年法律26号)に基づいて、看護の知識と技術を修得し、品位の陶冶に努め、地域社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院看護専門学校(以下「学校」という。)と称する。

2 長野県佐久市臼田2238番地に置く。
電話 0267-82-2474

(課程・学科・修業年限・定員)

第3条 本校の課程・学科・修業年限・学生定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員 [クラス]	総定員 [クラス]
医療専門課程	看護学科	3ヵ年	40名 [1]	120名 [3]

(在籍期間)

第4条 本校の学生は、6年を越えて在籍することはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第6条 学期は2期に分け次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで
後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- 1 第1. 3. 5土曜日および日曜日(行事等の都合で第1. 3. 5土曜日が登校日となる場合は、他の土曜日を休みとする)
 - 2 国民の祝日に関する法律で定める休日
 - 3 季節休業(1年を通じて9週間)
 - 4 前各号に掲げるもののほか、学校長が定めた日
- ② 学校長は教育上必要と認めたとき、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定める事ができる。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程及び単位数)

第8条 教育課程、単位数及び時間数は別表のとおりとし、学生は、別表に規定する授業科目を履修しなければならない。

- 2 単位の換算は、講義・演習は15～30時間、実技・実験・校内実習30～45時間、臨地実習45時間をもって1単位とする。

(既修得単位の認定)

第9条 入学を許可された者が本校に入学する前に、学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、放送大学または次に掲げる学校等において修得した授業科目の単位については、本人からの申請に基づき既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認めるときは、別表に定める全科目の単位数の合計の2分の1を超えない範囲で、認定することができる。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

- 2 なお、指定規則別表3備考にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本

人からの申請に基づき既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

第4章 入学・欠席・休学・復学・退学及び転入学・転学

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、次に掲げる各号に該当する者であつて、別に定める入学試験に合格して入学を許可されたものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者。または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 学校教育施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の定めるところにより大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。

(入学試験の手続き)

第11条 入学試験を受けようとする者は、受験願書に次の各号に掲げる書類並びに別に定める受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

- (1) 写真(出願前3カ月以内に撮影した脱帽・正面・上半身・名刺型のもの)
- (2) 入学資格証明書
最終学校の長が発行する卒業証明書又は卒業見込証明書及び調査書
- 2 前項に定めるもののほか、入学試験の期日及び場所その他入学試験に関し必要な事項はそのつど知らせる。

(入学試験)

第12条 入学試験は、学力試験、人物考査とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最終学校における成績が特に優秀であつて当該学校の長から推薦された者については、学力試験を免除することがある。
- 3 社会人入学については別に定める。

(入学の手続)

第13条 入学を許可された者は、独立の生計を営む保証人(以下「保証人」という)と連署した誓約書を学校長の指示する期日までに学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による誓約書を提出しない者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。
- 3 学校に入学した者(以下「学生」という。)は保証人に変更があったときは、新たに誓約書を学校長に提出しなければならない。
- 4 学生は、保証人の住所又は氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を学校長に届け出なければならない。

(欠席)

第14条 学生は、病気その他の理由により欠席しようとするときは、その旨を学校長に届け出なければならない。
この場合、病気による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休 学)

第15条 学生が病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、3年を越えることができない。
- 3 休学期間は、在籍期間に算入する。

(復 学)

第16条 前条第1項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第17条 学生が退学しようとするときは、保証人連署のうえ学校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第18条 学校長は次の各号の一に該当するものを除籍することができる。

- (1) 第4条に規定する在籍期間を超えた者。
- (2) 正当な理由がなく授業料を納入しない者。
- (3) 死亡及び行方不明の者。

(転入学)

第19条 保健師助産師看護師法第21条、第1号、第2号及び第3号に規定する看護学校養成所に在学中の学生であつて転入学を願い出た者に対して欠員のある場合に限り、選考の上学校長が転入学を許可することがある。

(転 学)

第20条 学生が他の専修学校に転学しようとするときは、理由を記した書類を添えて学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第5章 単位認定及び卒業

(授業科目の評価および単位修得の認定)

第21条 講義等の単位修得は、各科目の所定時間数の3分の2以上出席し、その科目評価に合格した者に対し、単位を認定する。

- 2 臨地実習の単位修得は、各科目の所定時間数の5分の4以上出席し、その科目評価に合格した者に対し、単位を認定する。
- 3 各科目の評価において、評定C以上を合格とする。

4 合格評定に達しなかった場合は、単位認定再試験を1回行うことができる。

(卒業)

第22条 学校長は、第8条第1項に定める課程を修了した者に対して、教員会議の議を経て卒業を認定する。

② 欠席日数が修業年限期間における所定授業日数の3分の1を越えた者は卒業することができない。

③ 前項の規定により卒業を決定された者には、卒業証書を授与する。

第6章 賞 罰

(表彰)

第23条 学校長は、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第24条 学校長は、学生がこの規則又は学校長の定める事項に違反し、学生としての本分に反する行為があると認めたときは、学生を懲戒することができる。

② 懲戒は、訓戒、謹慎、停学又は退学等とする。

③ 退学は、次の各号の一に該当する者について行うことができる。

1 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者。

2 正当な理由がなく欠席の多い者。

3 学校内の秩序を乱し、学生として在学することが不適当であると認められる者。

第7章 受験料・入学金・授業料

(授業料等)

第25条 受験料、入学金、授業料は別に定める。

第8章 教 職 員

(職員の構成)

第26条 本校に次の職員をおく。

学校長

副学校長 (うち一人は看護職で専任)

教務主任

実習調整者

専任教員

専任事務員 (教務事務含む)

講師

② 学校長が必要と認めるときは、前項で定めるもののほか、職員を置くことができる。

学校医

第9章 寄 宿 舎

(入寮及び退寮手続き)

第27条 学生で寄宿舍に入寮し、又は退寮しようとする者は学校長の許可を受けなければならない。

(寄宿舍の管理)

第28条 学校長の認可を受けて入寮する者は、学校長の定める事項を遵守しなければならない。

第29条 寄宿舍の管理に関し必要な事項は、学校長が定める。

② 寮生の監督・相談のため、担当職員をおく。

第10章 健 康 管 理

(校 医)

第30条 学校に校医をおき、校医は学校長が委嘱する。

(健康診断)

第31条 学生は学校の行う健康診断を受けなければならない。

② 健康管理について必要な事項は別に定める。

第11章 運営に関する会議

(会 議)

第32条 本校の円滑な運営を図るために学校運営委員会を置く。

② 学校運営委員会の会議のほか、教育に関する事項を審議するために次の会議を置く。

- 1 校内運営委員会
- 2 職員会議
- 3 教員会議
- 4 講師会議
- 5 実習指導者研究会

第12章 学 則 の 改 正

(学則の改正)

第33条 学則の改正は、佐久総合病院看護専門学校運営委員会の議を経て代表理事理事長が定める。

第13章 雑 則

(雑則及び諸規程)

第34条 この学則に定めるもののほか、学校の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期間)

1. この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

(従前の規則の廃止)

佐久総合病院高等看護学院学則(昭和44年4月1日から施行)は廃止する。

2. この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

3. この学則は、昭和59年10月9日から施行する。

4. この学則は、平成元年12月2日から施行する。

5. この学則は、平成2年12月8日から施行する。

6. この学則は、平成9年4月1日から施行する。

7. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

8. この学則は、平成13年6月27日から施行する。

9. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

10. この学則は、平成17年4月1日から施行する。(行政合併による住所変更)

11. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

12. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

13. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

14. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

15. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

16. この学則は、令和4年4月1日から施行する。(第8条別表の変更、第9条、22条条項内容の整理及び単位修得認定の評定値への変更)

17. この学則は、令和4年4月1日から施行する。(第9条既修得単位の認定の一部修正、第12条入学者の選考の修正、第13条入学の手続の追加・修正、第8章教職員の一部追加・修正、第31条健康診断の一部修正、第32条・第33条一部修正)

18. この学則は、令和7年4月1日から施行する。(第3条入学定員、総定員数の変更、第12章学則の改正の追加)